

埼玉県水田フル活用ビジョンについて

産地交付金の追加配分を受けて、水田活用の直接支払交付金における埼玉県水田フル活用ビジョンを変更しました。

なお、主な変更点は下記のとおりです。

記

産地交付金の活用方法の明細（個票）について、整理番号4「二毛作助成」の単価を11,100円/10aから12,510円/10aに調整。

（今後、助成対象面積調査の結果によっては再調整の可能性あり）。

埼玉県水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、高い耕地率（19.6%で全国第4位）、穏やかな気象及び大消費地である首都圏に位置するという有利な条件を備えている。こうした条件を生かし、米、麦、野菜、果樹、花植木など多彩な農産物が生産され、734万人の県民をはじめ4,417万人の消費者を擁する首都圏に向け農産物を供給している。

水田については、耕地面積の55.4%を占め、水稻に加えて麦類、大豆、野菜などの生産が行われている。農業類型別の生産構造を見ると、野菜、果樹、畜産等では主業農家の割合が高くなっており、米麦等の土地利用型農業では、自給的農家など規模の小さな農家が多くを占めている。

一方で、農地中間管理事業（平成26年開始）等により県内の農地利用集積面積は平成24年度から平成30年度にかけて9.2%（6,062ha）増加しており、規模拡大を進める担い手が増加傾向にある。

今後ともこのような担い手を育成していくためには、同事業を活用した担い手へのさらなる農地集積・集約を進めるとともに、水稻はもとより水稻以外の戦略作物・地域振興作物の本作化を図り、水田農業の構造改革を進めていくことが課題となっている。

2 作物ごとの取組方針等

（1）主食用米

主食用米の需要は減少傾向であることから、需要に応じた米の生産が必要である。

一方で埼玉県は産地と消費地が隣接していることから、農家が消費者や飲食店等に直接販売できる環境にあり、産地品種いかんにかかわらず流通が可能となっている。反面、ロットが確保できないため、銘柄ブランドを流通業界に浸透させにくいという特徴がある。

また、近年は夏期の高温による登熟障害が発生しており、暑さに負けない米づくりや増加傾向にあるイネ縞葉枯病の対策が急務となっている。

そのため、今後は

- ①安定生産を実現する適正な品種構成への誘導
- ②本県の優位性を活かした生産・販売体制の構築
- ③高温対策や病虫害防除の徹底による品質・作柄の安定

に向けて行政・関係団体および生産者が一体となって取り組む。

（2）非主食用米

一部の農業者は、その経営判断により水田における非主食用米生産を実施しており、今後も需要動向を注視しながら非主食用米作付面積の維持・拡大を図る。

ア 飼料用米

地域の実需者との結びつきを支援するとともに、全国集荷団体との取引の拡大を進めていく。

また、多収品種の導入等により収益および生産性の向上を図る。

さらに、飼料工場や畜産農家等への安定供給のため、実需者との複数年契約を推進するとともに、産地交付金を活用して担い手の作付拡大を図る。

イ 米粉用米

県産米粉の利用を促進するため利用拡大を支援し、需要に応じた生産を図る。

また、米粉製造企業等への安定供給のため、実需者との複数年契約を推進するとともに、産地交付金を活用して担い手の作付拡大を図る。

ウ 新市場開拓用米

国内の主食用米の需要が減少する中、内外の新たな市場開拓への取組を支援するとともに、産地交付金を活用し、担い手の作付拡大を図る。

エ WCS 用稲

耕畜連携を引き続き進めていくとともに、県育成品種の種子確保や主穀作農家がコントラクター組織に参画するよう誘導し、生産の維持・拡大を図る。

オ 加工用米

計画的な米の需給調整推進のための一手法として、酒造メーカー等実需者との複数年契約の取組を進めていく。

カ 備蓄米

継続的に安定した取引が期待できるとともに、は種前に販売収入を決定できることから、着実に取り組みを進めていく。

(3) 麦、大豆、飼料作物

麦は、近年では冬期の温暖化、春期の多雨など気象の影響による生産量や品質の変動が大きくなっている。しかしながら、実需者ニーズの逆ミスマッチ状態を解消しようという動きもある。

このため、基本技術の励行による高品質安定生産や、農地の利用集積、作業の集約化による生産コストの低減を推進するとともに産地交付金を活用し、担い手の作付拡大を支援する。

また、麦は本県北東部を中心に古くから二毛作による栽培が盛んに行われており、水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図るため、引き続き産地交付金を活用して二毛作の作付維持・拡大を支援する。

大豆は、麦類同様に気象変動の影響による収量性の低下が顕著になっており、生産者の作付意欲が低下しつつあるが、国産大豆のニーズが高まっている。

このため、基本技術の励行による収量の安定化を推進するとともに産地交付金を活用し、担い手の作付拡大を支援する。

飼料作物は、耕畜連携を進めていくとともに、地域の需要者の要望に応じた生産量の確保に取り組む。

(4) そば、なたね

一部地域で地産地消の取組がなされているため、地域の需要者の要望に応じた生産量の確保に取り組む。

また、二毛作による水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図る。

(5) 高収益作物（園芸作物等）

首都圏に位置することから野菜の生産・供給拠点としての役割を担っており、農業産出額は全国第7位と生産が盛んである。一方で消費者が身近にいることから流通・販売ルートも多様化し、さらには県内の食品事業者から加工・業務用に適した野菜生産にも潜在需要がある。

このため、水田農業における経営の安定化を図る方策の一つとして、「はくさい」「にんじん」「たまねぎ」「キャベツ」等の加工・業務用に適した土地利用型の品目の作付拡大を推進し、水田農業経営の所得向上を図る。

また、農地中間管理事業等を活用した担い手へのさらなる農地集積・集約を進めるとともに、先進的な農業経営の確立に意欲的な担い手の確保に取り組む。

(6) 畑地化の推進

主食用米の需要が減少する中、水田活用の直接支払交付金に頼らず、野菜など畑作物の本作化を進めようとする取り組みを支援し、農業経営の所得向上を図る。

3 作物ごとの作付予定面積

作物	令和元年度の 作付面積（ha）	令和2年度の 作付予定面積（ha）	令和2年度の 作付目標面積（ha）
主食用米	30,900	30,013	30,013
飼料用米	1,281	1,397	1,397
米粉用米	749	1,230	1,230
新市場開拓用米	29	70	70
WCS用稲	106	120	120
備蓄米	92	100	100
麦	6,100	6,210	6,210
大豆	636	680	680
飼料作物	227	227	227
そば	110	113	113
なたね	12	12	12
その他地域振興作物			
野菜	222	230	230
・			
・			
・			

※野菜の面積については産地交付金の交付対象面積を記載。

4 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)	目標値
1-1	麦	担い手による麦・大豆の取組	①作付面積の拡大 ②一発肥料の利用 ③高速播種機を活用した播種 ④空散	①(R1年度)6,100ha ②(R1年度)326.5ha ③(R1年度)660ha ④(R1年度)3,058ha	①(R2年度)6,210ha ②(R2年度)400ha ③(R2年度)680ha ④(R2年度)3,530ha
1-2	大豆	担い手による麦・大豆の取組	①作付面積の拡大 ②狭畦栽培	①(R1年度)636ha ②(R1年度)155ha	①(R2年度)680ha ②(R2年度)160ha
2	野菜(基幹作及び二毛作)	担い手による所得向上に向けた野菜生産の取組	水田を活用した野菜作付面積の拡大	(R1年度)222ha	(R2年度)230ha
3	飼料用米、米粉用米	担い手による飼料用米・米粉用米の取組	作付面積の拡大 ①飼料用米 ②米粉用米	①(R1年度)1,281ha ②(R1年度)749ha	①(R1年度)1,397ha ②(R1年度)1,230ha
4	戦略作物(麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米)及びそば、なたね(二毛作のみ)	二毛作助成	二毛作実施面積の拡大	(R1年度)3,273ha	(R2年度)3,300ha
5	飼料用米、わら専用稲	わら利用(耕畜連携)	当該取組の維持	(R1年度)147.9ha	(R2年度)181ha
6	粗飼料作物等	資源循環(耕畜連携)	当該取組の維持	(R1年度)57ha	(R2年度)62ha
7	飼料用米、米粉用米	飼料用米、米粉用米の複数年契約の取組	複数年契約の取組面積・数量の拡大	①飼料用米(R1年度)－ ②米粉用米(R1年度)－	①飼料用米(R2年度)527ha/2,587t ②米粉用米(R2年度)150ha/737t
8	そば、なたね(基幹作のみ)	そば、なたねの作付の取組	水田におけるそばの作付面積	(R1年度)110ha	(R2年度)113ha
9	新市場開拓用米	コメの新市場開拓の取組	輸出用米の作付面積の拡大	(R1年度)28.5ha	(R2年度)70ha
10	高収益作物等(野菜、加工用米、新市場開拓用米、飼料用とうもろこし)	高収益作物等作付拡大による支援	高収益作物等拡大面積	(R1年度)19ha	(R2年度)42ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田フル活用ビジョンを策定する場合には、都道府県水田フル活用ビジョンの後に添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県			整理番号	1
使途名	担い手による麦・大豆の取組				
対象作物	麦、大豆（基幹作・二毛作）				
単 価	5, 5 0 0 円／1 0 a				
課 題	別紙麦、大豆 1 参照				
目 標	別紙麦、大豆 2 参照		H29年度	H30年度	R1年度
		目標	－	－	－
		実績	－	－	－
内 容	担い手が販売を目的として水田で栽培する麦及び大豆に対して、その作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者、実質化された人・農地プランで中心経営体に位置付けられた方 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 麦、大豆（基幹作・二毛作） なお、同一ほ場で当該助成の対象作物同士で二毛作を行う場合、いずれも助成対象とする。 また、異なる整理番号の助成対象作物との組合せで二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。				
取組の 確認方法	・認定農業者であることの確認は、市町村の農業経営改善計画書の認定書による。 ・集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅲの２の（４）の規定及び、平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 ・実質化された人・農地プランで中心経営体に位置付けられたものであることの確認は、実質化された人・農地プランによる。 ・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・作付面積の確認は、要綱Ⅳの第２の５の規定に準じて行う。 ・出荷・販売等の確認は、要綱Ⅳの第２の４の（２）の規定に準じて行う。				
成果等の 確認方法	別紙麦、大豆 3 参照				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

別紙 麦

1 課題

【R1年度の評価】

・ R1年度の達成度

(ha)

		①作付面積の 拡大	②一発肥料の利 用	③高速播種機を活用した 播種	④空散
R1	a 目標	6,210.00	530.00	680.00	3,530.00
	b 実績	6,100.00	326.50	660.00	3,057.80
	c 達成率 b/a	98.23%	61.60%	97.06%	86.62%
	d 定着率 b/6,100	-	5.35%	10.82%	50.13%

④は速報値(12/25時点)

目標の達成度は上述のとおりで、作付面積は概ね目標を達成することが出来たものの、生産者の高齢化による離農等の理由から昨年度より減少した。埼玉県は米麦2毛作により、水田の有効活用を図っていることが大きな特徴である。このため、担い手に農地を集積・集約させ、そこに、作業の省力化や高品質安定生産のための技術を導入することにより、地域の水田経営の効率化・高収益化を図る支援を行っていく必要があるため、引き続き、R1と同様の支援を行う。また、達成度を考慮して、R2は作付面積および技術導入目標を下方修正する。

【R2年度の課題】

- ①実需者の要望に応えるため、近年の気象変動による生産量や品質の影響を回避するための技術導入による高品質安定生産を推進する。
- ②生産コストの低減を図るため、農地中間管理機構等を活用した農地の利用集積や、技術導入による作業の省力化を図る。
- ③担い手に農地を集積・集約させ、そこに、作業の省力化や高品質安定生産のための技術を導入することにより、地域の水田経営の効率化・高収益化を図る必要がある。作付拡大、定着のインセンティブとして産地交付金を積極的に活用する。

2 目標

(ha)

		①作付面積の拡大	②一発肥料の 利用	③高速播種機を活用した播種	④空散
H29	目標	-	-	-	-
	実績	6,190.00	400.00	400.00	2,977.00
H30	目標	6,200.00	500.00	600.00	3,500.00
	実績	6,170.00	380.50	660.00	3,400.00
R1	目標	6,210.00	530.00	680.00	3,530.00
	実績	6,100.00	326.50	660.00	3,057.80
R2	目標	6,220 → 6,210	550 → 400	700 → 680	3,550 → 3,530
	実績	-	-	-	-

3 成果等の確認方法

- ①作付面積：農林水産省の統計により確認 R2.12頃
- ②一発肥料の利用：全農埼玉県本部の一発肥料の販売実績より確認
- ③高速播種機を活用した播種：農業技術研究センターに聞取り確認
- ④空散：空中散布事業報告書（麦）により確認

別紙 大豆

1 課題

【R1年度の評価】

・ R1年度の達成度

(ha)

		①作付面積の 拡大	②狭畦栽培
R1	a 目標	685.00	145.00
	b 実績	636.00	155.00
	c 達成率 b/a	92.85%	106.90%
	d 定着率 b/636	-	24.37%

大豆の作付拡大において、収量の低下、省力化の遅れが課題であり、担い手への作付拡大を推進すると共に狭畦栽培等の省力化技術を普及していく。

R1の作付面積は、生産者の高齢化による離農等の理由から昨年度より減少した。また、目標に対する達成度は92.85%と下回ったため、現状を踏まえてR2の目標を下方修正する。

一方、狭畦栽培の達成度は106.9%となり、目標を上回った。さらにR1の実績においてR2の目標をすでに上回っていたため目標を上方修正する。

R2においても更なる拡大に向けて、引き続きR1と同様の支援を行う。

【R2年度の課題】

①消費者の食品の安全性に対する関心が高まる中、国産大豆の需要が増えており、輸入大豆よりも高価格で取引されているが、気象変動による収量の低下、省力化の遅れが、国産大豆の生産拡大が進まない原因となっている。

②安定収量確保のため、品種の計画的な転換を推進するほか、作業の省力化等の技術導入(全労働時間の2割減を目標とする)を推進する必要がある。

③担い手に集中的に②と産地交付金を積極的に活用することで作付拡大、定着を図り、安定した供給を実現することで、地域の水田経営の効率化・高収益化を図っていく。

2 目標

(ha)

		①作付面積の拡大	②狭畦栽培
H29	目標	-	-
	実績	679.00	79.00
H30	目標	680.00	141.00
	実績	667.00	100.00
R1	目標	685.00	145.00
	実績	636.00	155.00
R2	目標	690 → 680	150 → 160
	実績	-	-

3 成果等の確認方法

①農林水産省の統計により確認 R3.2頃

②「大豆の生産状況等の調査」の調査結果の狭畦播種面積より確認

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県			整理番号	2	
使途名	担い手による所得向上に向けた野菜生産の取組					
対象作物	野菜（基幹作または二毛作）					
単 価	5, 5 0 0 円／1 0 a					
課 題	【R1年度の評価】 作付面積は交付対象面積にて判断することとする。R1年度における作付面積は昨年度より増加（106.7%）した。水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図るため、R2年度の目標に向かって、引き続き、R1年度と同様に支援を行っていく。 【R2年度の課題】 埼玉県は消費地と隣接しているため、市場出荷だけではなく、直売所でのニーズがある。また、県内には食品関連事業者が多く、加工・業務用の野菜のニーズもあるため、水田を活用して実需に応じた野菜生産の拡大に取り組むことが必要である。					
目 標	(ha)		H29	H30	R1	R2
	野菜作付面積の拡大（産地交付金実績面積）	目標	～	－	－	230
		実績	230	208	222	－
内 容	担い手が販売を目的として水田（露地）で栽培する野菜について、その作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者、実質化された人・農地プランで中心経営体に位置付けられた方 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 販売を目的として露地で栽培された野菜（同一年度で一作のみ、苗も含む） 当該年度に出荷・販売実績があるもの 異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。					
取組の確認方法	・認定農業者であることの確認は、市町村の農業経営改善計画書の認定書による。 ・集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの２の（４）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 ・実質化された人・農地プランで中心経営体に位置付けられたものであることの確認は、実質化された人・農地プランによる。 ・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・作付面積の確認は、営農計画書及び現地確認により行う。 ・露地で栽培されたことの確認は、現地確認により行う。 ・出荷・販売されたことの確認は、出荷・販売伝票により行う。					
成果等の確認方法	産地交付金の実績面積から確認 R3.3					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県			整理番号	3	
使途名	担い手による飼料用米・米粉用米の取組					
対象作物	飼料用米、米粉用米（基幹作のみ）					
単 価	3, 0 0 0 円／1 0 a					
課 題	【R1年度の評価】 飼料用米、米粉用米の作付面積の達成率は78.6%であり、需要に応じた米生産の推進並びに水田の有効活用を図るためにも、引き続き飼料用米・米粉用米の作付推進を行う必要がある。 一方、飼料用米において多収品種の導入をはじめとした生産性向上の取組みについて定着率が低い状況である。このことから、引き続き多収品種の推進を行うとともに、生産性向上の取組み（別紙）の推進に対して支援を行っていく。 また、達成の程度を考慮して、作付面積についてはR2は目標を下方修正する。 【R2年度の課題】 主食用米の需給調整と価格の安定や水田の有効活用を継続するために、担い手を中心に地域協議会、市町村、JA等と連携して飼料用米・米粉用米の作付拡大を行う必要がある。 飼料用米については生産性向上の取組みを推進し、生産コストの削減に資する支援内容とする。					
目 標		(ha)	H29	H30	R1	R2
	作付面積 (ha)	目標 (合計)	－	2,879	2,581	2,650 → 2,627
	①飼料用米	①飼料用米	－	－	－	1,397
	②米粉用米	②米粉用米	－	－	－	1,230
		実績 (合計)	2,857	2,287	2,030	－
		①飼料用米	2,264	1,669	1,281	－
		②米粉用米	593	618	749	－
内 容	担い手が販売を目的として水田で栽培する戦略作物助成の対象となっている飼料用米及び米粉用米に対して、その作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者、実質化された人・農地プランで中心経営体に位置付けられた方 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 戦略作物助成の対象となっている飼料用米、米粉用米（基幹作） 同一ほ場で異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を実施した場合においても当該助成は有効とする。 ○その他 飼料用米の生産にあたっては生産性向上に資する取組みを実施すること（別紙）。					
取組の 確認方法	・ 認定農業者であることの確認は、市町村の農業経営改善計画書の認定書による。 ・ 集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの２の（４）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・ 認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 ・ 実質化された人・農地プランで中心経営体に位置付けられたものであることの確認は、実質化された人・農地プランによる。 ・ 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・ 作付面積及び出荷・販売の確認は、戦略作物助成の確認で兼ねる。 ・ 生産性向上に資する取組の実施の確認は別紙のとおり。					
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績により確認 R3.2					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

（別紙）飼料用米の生産性向上に資する取り組みについて

1 具体的要件

○飼料用米を生産し、補助金の交付を受けようとする者は、以下のいずれかの取組みのうち一つ以上を実施すること。

○生産物は当該年度内に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うこと。

○取組の実施状況は地域農業再生協議会が下記の確認書類により行う。

○地域農業再生協議会は管内における各取組の実施面積についてとりまとめ、産地交付金の実績報告の際に併せて報告する。

No.	取組内容	具体的内容	確認書類
1	多収品種の導入	多収品種の範囲は、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の別紙1の第4の3に規定する品種。	・種子購入伝票 ・自家採種の場合は種子の増殖実績を記した書類または作業日誌、及び導入当初の種子の購入伝票で確認する。
2	温湯種子消毒	・60℃の温湯に種もみを10分間浸漬し、その後15℃以下の冷水に5分間漬けることで冷却し、種子消毒を行う。 ・J A、農業共済、市町村等のマニュアル等で温湯種子消毒の方法が示されている場合はそれによることができる。	・作業日誌 ・温湯消毒された種子またはその種子を利用した苗を購入した購入伝票で確認する。
3	側条施肥	・側条施肥仕様の田植機で移植と同時に施用する取り組みを行う。	・作業日誌 ・肥料購入伝票
4	土壌分析に基づく施肥	・土壌分析を行い、圃場に蓄積した肥料成分を踏まえた施肥を行う ・pH、窒素、リン酸、カリ等について分析を行うこと ・筆ごとに1地点または30aごとに1地点の割合で分析すること	・作業日誌 ・土壌診断結果 ・肥料購入伝票
5	流し込み施肥	・肥料を水口から灌漑水とともに流し込む省力的な追肥を行う。	・作業日誌 ・肥料購入伝票
6	省力箱粒剤	省力的な防除薬剤を使用した栽培を行う。	・作業日誌 ・農薬購入伝票
7	疎植栽培	・地域の慣行栽培における移植密度に比べて密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取り組みを行う。 ・疎植に対応した田植機を使用し、苗の移植密度を地域の慣行栽培の80%以下または48株/坪（14.5株/m ² ）以下とすること。	・作業日誌(慣行より疎植であることを確認する。10a当たりの使用種子量や苗箱数など)
8	直播栽培	・育苗作業を省略し、種もみを直接圃場に播種する栽培を行う。	・作業日誌 ・作業写真
9	立毛乾燥	・通常の刈り取り時期に刈り取らず、立毛状態で自然乾燥させる。 ・乾燥機による乾燥時間を短縮させる。	・作業日誌（収穫時期、含水率、乾燥機運転時間等から確認する）
10	ドローンなどを活用した管理	ドローンなどを活用し、以下の1つ以上を実施 ①施肥②防除③生育診断	・作業日誌 ・作業写真
11	育苗箱全量施肥	播種時に苗箱内に1作分の肥効調節型肥料を施用する取組を行う。	・作業日誌 ・肥料購入伝票
12	堆肥散布を踏まえた施肥	堆肥中の成分を把握した上で圃場に堆肥散布を行い、堆肥中の肥料成分を踏まえ化学肥料の使用量を減らした施肥を行う。	・作業日誌 ・堆肥購入伝票
13	団地化	・圃場集約等による1ha以上の団地化された水田にて栽培を行う。	・圃場位置図 ・現地確認

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	4
使途名	二毛作助成					
対象作物	戦略作物（麦、大豆、飼料作物、W C S用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米）及びそば、なたね（二毛作のみ）					
単 価	11,100 12,510 円／10 a					
課 題	【R1年度の評価】 R1年度における達成率は102.7%と目標を達成することが出来た。水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図るため、R2年度の目標を3,300haに上方修正し引き続き、R1年度と同様に支援を行っていく。 【R2年度の課題】 埼玉県は、従来から県北部を中心に米・麦の二毛作が盛んであり水田を有効に活用してきた。引き続き、米・麦の二毛作を推進するとともに、麦以外の作物における二毛作も推進し、水田の有効活用を図ることが必要である					
目 標	(ha)		H29	H30	R1	R2
	二毛作実施面積の 拡大	目標	－	3,155	3,185	3,200 → 3,300
		実績	3,148	3,177	3,273	－
内 容	「主食用米と対象作物」又は「対象作物同士」の組み合わせによる二毛作を行った場合、二毛作として作付けする対象作物の作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 戦略作物助成の対象作物（麦、大豆、飼料作物、W C S用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米）及びそば、なたね ○その他要件 別紙のとおり					
取組の 確認方法	・販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の4の（2）の規定に準じて行う。 ・集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。 ・その他要件については、別紙のとおり。					
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績により確認 R3.2					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

(別紙) 二毛作助成のその他要件について

1 具体的要件

二毛作助成の対象作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うこと。

(1) 麦

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

(2) 大豆

農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

(3) 飼料作物

青刈り稲にあっては、新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）の認定を受けていること。

その他の飼料作物にあっては、実需者等との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

(4) 飼料用米、米粉用米

新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）又は生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第3項）の認定を受けていること。

飼料用米の生産に当たっては整理番号3の別紙の取組を実施すること。

(5) W C S用稲

新規需要米取組計画の認定を受けていること。

(6) 加工用米

加工用米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5）の認定又は加工用米出荷契約（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第6の1）を締結していること。

(7) そば、なたね（油糧用）

農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

※麦、大豆、そば、なたね（油糧用）のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9－4号）を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。

2 確認方法

(1) 麦、大豆

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9－4号）により確認する。

(2) 飼料作物

利用供給協定書又は自家利用計画書により確認する。

(3) 飼料用米、米粉用米、W C S用稲

新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。

(4) 加工用米

加工用米取組計画書又は加工用米出荷契約書及び加工用米生産集出荷数量一覧表により確認する。

(5) そば、なたね（油糧用）

出荷・販売契約書により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9－4号）により確認する。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県			整理番号	5	
使途名	わら利用（耕畜連携）					
対象作物	飼料用米、わら専用稲					
単 価	6, 5 0 0 円／1 0 a					
課 題	【R1年度の評価】 R1年度の目標達成度は82%となり、概ね目標を達成した。飼料用米の副産物である稲わらの有効活用を図るため、R2年度の目標達成に向けて引き続き同様の支援を行っていくこととする。 【R2年度の課題】 飼料用米の副産物である稲わらの有効活用、並びに家畜堆肥の活用により資材費の低減につながることから、取組を継続・維持するために産地交付金を活用して支援する必要がある。					
目 標	(ha)		H29	H30	R1	R2
	当該取組の維持	目標	－	181	181	181
		実績	181	157.3	147.9	－
内 容	利用供給協定に基づきわら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組を実施した場合、その取組面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で整理番号6との重複助成はできない。 ○対象作物 ・ 飼料用米、わら専用稲 ・ 別紙の内容が含まれた3年間以上を締結期間とする利用供給協定書を締結（自家利用の場合には自家利用計画を策定）していること。 ・ 当年産において、わら専用稲及び飼料用米の作付が行われる水田であること。 ・ そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。 ・ 刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期であること。 ・ 飼料用米の生産に当たっては整理番号3の別紙の取組を実施すること。					
取組の 確認方法	・ 販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の4の（2）の規定に準じて行う。 ・ 集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・ 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・ 作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。 ・ 利用供給協定に含まれる事項の確認は、利用供給協定書により確認する。 ・ わらが飼料として供給され、子実が飼料として利用された確認は、作業日誌及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。 ・ 刈り取り時期が出穂期以降で利用供給協定書に定める時期の確認は、作業日誌により確認する。					
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績により確認 R3.2					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

(別紙) 利用供給協定に含まれるべき事項

わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）

- （１）取組の内容
- （２）わらを生産する者
- （３）わらを収集する者
- （４）わらを利用する者
- （５）ほ場の場所及び面積
- （６）刈取り時期
- （７）利用供給協定締結期間
- （８）わら取引の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
- （９）その他必要な事項

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	6
使途名	資源循環（耕畜連携）					
対象作物	粗飼料作物等					
単 価	6， 5 0 0 円／ 1 0 a					
課 題	【R1年度の評価】 R1年度の目標達成度は91%となり概ね目標を達成した。環境負荷の低い、持続可能な農業を継続・維持するため、引き続きR1と同様の支援を行っていくこととする。 【R2年度の課題】 環境負荷の低い、持続可能な農業を継続・維持するため、産地交付金を活用して支援する必要がある。					
目 標	(ha)		H29	H30	R1	R2
	当該取組の維持	目標	－	62	62	62
		実績	62	62	57	－
内 容	水田で生産された対象作物の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を対象作物を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組を実施した場合、その取組面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一は場で整理番号5との重複助成はできない。 ○対象作物 ・粗飼料作物等（別紙1） ・別紙2の内容が含まれた3年間以上を締結期間とする利用供給協定書を締結していること。 ・当該年度における堆肥の散布の取組であること。 ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された対象作物の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。 ・堆肥を散布する者は、水田で生産された対象作物の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者（飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く。）であること。 ・同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。 ・堆肥の散布量が10a当たりで2t又は4㎡以上であること。ただし、地域の公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあっては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができる。 注）自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とする。					

取組の 確認方法	・ 販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第２の４の（２）の規定に準じて行う。 ・ 集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの２の（４）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・ 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は水田台帳及び営農計画書により行う。 ・ 作付面積の確認は、要綱Ⅳの第２の５の規定に準じて行う。 ・ 利用供給協定に含まれる事項の確認は、利用供給協定書により確認する。 ・ 堆肥の散布に係る確認は、作業日誌又は販売伝票等により確認する。
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績により確認 R3.2
備考	

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

(別紙1) 粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スミーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

※上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る。

(別紙2) 利用供給協定に含まれるべき事項

資源循環（飼料生産水田への堆肥散布の取組）

- (1) 取組の内容
- (2) 供給される飼料作物の種類
- (3) 飼料作物を生産する者
- (4) 堆肥を散布する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 堆肥の散布時期及び量
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) 堆肥散布の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
- (9) その他必要な事項

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	7	
使途名	飼料用米、米粉用米の複数年契約加算						
対象作物	飼料用米、米粉用米						
単 価	12,000円/10a						
課 題	【R1年度の評価】 (R2年度からの取り組み) 【R2年度の課題】 飼料用米及び米粉用米について、飼料工場、畜産農家等の需要者から、「安定的に供給して欲しい」という声があることから、飼料用米等が安定的に供給されるよう産地を誘導するため、複数年契約となるように推進していく必要がある。また、飼料用米については、生産コストの削減を図るため、併せて生産性向上の取組を行うことが重要である。						
目 標				H29	H30	R1	R2
	飼料用米	複数年契約取組面積・数量	目標	—	—	—	527ha/2,587t
			実績	—	—	—	—
	用米	作付面積・数量	目標	—	—	—	1,397ha/6,845t
			実績	—	1,365ha	1093ha	—
	米粉用米	複数年契約取組面積・数量	目標	—	—	—	150ha/737t
			実績	—	—	—	—
	用米	作付面積・数量	目標	—	—	—	1,230ha/6,027t
			実績	—	451ha	597ha	—
内 容	複数年契約の取組面積に応じて助成する。						
具体的要件	1 需要者側（需要者又は実需者団体）へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約（令和2年産から新たに結んだ令和4年産までの3年分を含むもの）に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農（複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。）による取組であること。 ① 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること。 ② 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。 ③ 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。 2 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。 3 飼料用米については、生産性向上のための課題に対する取組として、整理番号3の別紙の取組を実施すること。 4 飼料用米を自らの畜産経営に供する目的で生産する者又は、米粉用米を自家加工品（販売目的）の製造原料に供する目的で生産する者が行う取組についても、3年以上確実に取り組む場合には支援対象とする。						
取組の確認方法	・販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の4の（2）の規定に準じて行う。 ・集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・作付面積の確認は、飼料用米・米粉用米取組計画書または生産者団体等が作成する取組計画書に添付される生産者リストに記載されている契約面積により確認する。 ・自家利用および自家加工の取組については新規需要米自家加工販売計画書により確認する。						
成果等の確認方法	産地交付金の活用実績により確認 R3.2						
備考							

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県			整理番号	8		
使途名	そば、なたねの作付の取組						
対象作物	そば、なたね（油糧用）（基幹作のみ）						
単 価	20,000円／10a						
課 題	【R1年度の評価】 R1年度の目標達成度は97.7%となり、概ね目標を達成することができた。水田農業の安定した経営並びに水田の有効活用を図るため、R2年度の目標達成に向けて引き続き同様の支援を行っていくこととする。 【R2年度の課題】 地域の需要者の要望に応じた生産量を確保するとともに、需要に応じた米生産並びに、水田の有効活用のため、水田におけるそばの生産を継続して支援する。						
目 標			(ha)	H29	H30	R1	R2
	水田における そばの作付面積	目標	—	105.5	112.5	113	
		実績	105	111	110	—	
内 容	当年における作付面積に応じて助成する。						
具体的要件	○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 そば、なたね（油糧用）（基幹作のみ、同一年度で一作のみ） 同一ほ場で異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。 農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。 ※自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9－4号）を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。						
取組の 確認方法	・販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の4の（2）の規定に準じて行う。 ・集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。 ・出荷・販売の確認は、出荷・販売契約書により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9－4号）により確認する。						
成果等の 確認方法	農林水産統計により確認 R3.2						
備考							

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	9
使途名	コメの新市場開拓の取組					
対象作物	新市場開拓用米（基幹作のみ）					
単 価	20,000円／10a					
課 題	【R1年度の評価】 R1年度の目標達成度は47.5%となり、目標を下回ったものの前年実績を上回った。需要に応じた米生産並びに水田の有効活用を図るため、R2年度の目標達成を目指して、引き続きR1年度と同様に支援を行っていくこととする。 【R2年度の課題】 米の需要が減少する中、輸出などの新たな市場開拓への取組を支援する必要がある。					
目 標	(ha)		H29	H30	R1	R2
	輸出用米の作付面積の拡大	目標	－	10	60	70
		実績	0	12.2	28.5	－
内 容	内外のコメの新市場の開拓を図る輸出用米等の米穀作付の取組に助成する。					
具体的要件	○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 新市場開拓用米（基幹作のみ） 同一ほ場で異なる整理番号の助成対象作物と二毛作を行う場合においても、当該助成は有効とする。 新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）の認定を受けていること。					
取組の確認方法	・販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱（以下要綱）Ⅳの第2の4の（2）の規定に準じて行う。 ・集落営農組織であることの確認は、要綱Ⅲの2の（4）の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知）に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。 ・出荷・販売の確認は、新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。					
成果等の確認方法	産地交付金の活用実績により確認 R3.2					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	埼玉県				整理番号	10
使途名	高収益作物等作付拡大に対する支援					
対象作物	野菜、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし（基幹作のみ）					
単 価	30，000円/10a 以内					
課 題	【R1年度の評価】 R1年度の目標に対する達成度は475%となり、目標を大幅に上回ることができた。このことから、R2年度の拡大面積目標について上方修正し、需要に応じた米の生産、水田農業経営の安定を図るため、目標達成に向けて引き続き同様の支援を行っていくこととする。 【R2年度の課題】 需要に応じた米の生産、水田農業経営の安定のために、水田における野菜などの高収益作物等の生産を推進しようとする地域への支援が必要。					
目 標	(ha)		H29	H30	R1	R2
	高収益作物等作付 拡大面積 (前年比)	目標	－	－	4	5 → 42
		実績	－	29	19	－
内 容	当年における作付拡大面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象地域農業再生協議会 下記の①、②両方の要件を満たす協議会 ①R2主食用米面積がR1主食用米面積より減少 ②R2高収益作物等面積がR1高収益作物等面積より拡大 ただし、R1高収益作物等作付面積(以下、高収益面積)がH30高収益面積より減少している場合は R2高収益面積－R1高収益面積≧1/2×（H30高収益面積－R1高収益面積）であること。 ○対象者 下記の①、②両方の要件を満たす生産者 ①上記の地域農業再生協議会に属する生産者で、野菜については個票2、新規市場開拓用米については個票9の対象者に準ずる者。加工用米及び飼料用とうもろこしについては、販売農家、集落営農。 ②R2高収益面積がR1高収益面積より拡大 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 全て基幹作のみ対象とする。 野菜については個票2、新規市場開拓用米については個票9に準ずる。加工用米及び飼料用とうもろこしについては、戦略作物助成の要件に準ずる。					
取組の 確認方法	・対象者の確認については個票2、個票9に準ずる。 ・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・対象作物の確認については、野菜については個票2、新規市場開拓用米については個票9に準ずる。加工用米及び飼料用とうもろこしについては、戦略作物助成の要件に準ずる。					
成果等の 確認方法	産地交付金の活用実績により確認 R3.2 関東農政局プレスリリースの作付状況（確定値）により確認 R2.9					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

- 次の①→③の順に調整を行う。
 - ① 整理番号4(二毛作助成)の単価11,100円/10aを14,000円/10aを上限として、追加配分額を充当する。
 - ② ①を実施してなお残余がある場合は、整理番号1(麦・大豆担い手)の単価5,500円/10aを6,500円/10aを上限として、追加配分額を充当する。
 - ③ ②を実施してなお残余がある場合は、整理番号3(飼料用米・米粉用米担い手)の単価3,000円/10aを4,000円/10aを上限として、追加配分額を充当する。
 - 地域の取組に応じた配分については、整理番号7～9に充当する。
 - 高収益作物等拡大加算の配分については、整理番号10に充当する。
- なお、追加配分時に配分額の調整があった場合は、調整後の配分額および面積に応じて、30,000円/10aを上限に単価を調整する。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- 整理番号1～6について所要額が配分額を超過した場合
追加配分(地域の取組に応じた配分および高収益作物等拡大加算の配分以外)により充当した単価を当初計画単価に戻した上で、配分額の合計額に収まるよう一律に減額を行う。
 - 整理番号7～9について所要額が配分額を超過した場合
地域の取組に応じた配分額の合計額に収まるよう一律に減額を行う。
- 減額調整方法については、下記①式により単価調整係数(小数点第5位以下切捨て)を計算し、交付単価を一律に減額(10円未満切捨て)する。
- 【①式】
単価調整係数＝配分額の合計／所要額の合計
上記の減額調整により余剰が生じた場合は、上記4に基づき、①→②→③の順に単価を充当する。
- 整理番号10について所要額が配分額を超過した場合、下記の②式により計算した単価(10円未満切り捨て)とする。
- 【②式】
整理番号10の単価＝高収益作物等拡大加算の配分額／高収益作物等拡大加算の対象面積×10

6. 高収益作物について

該当なし

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。